

森林・山村対策に関する懇談会

地方財政関係資料



総務省

令和7年2月19日

総務省自治財政局調整課長

梶 元伸

目 次

1. 地方財政対策関係	1
2. 主要施策関係	25

1. 地方財政対策関係

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)**確保

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額) 	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税・地方譲与税 	48.4兆円	同 +3.0兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方特例交付金等 	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税 	19.0兆円	同 +0.3兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時財政対策債 	—	同 皆減

※ 一般財源総額(交付団体ベース)は「給与改善費(仮称)」計上分を除くと対前年度比+0.9兆円

(注) 端数処理のため合計が一致しない場合がある

- ・ いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

(2) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、**初めて新規発行額ゼロ**
- ・ 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円について、令和7年度に償還

(3) DX、防災・減災対策の推進

- ・ 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- ・ 緊急浚渫推進事業費について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

(4) 人件費の増加への対応

- ・ 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- ・ 令和7年度の給与改定に備え、給与改善費(0.2兆円)を計上

(5) 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(前年度比+0.03兆円)を計上

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

- ・ 東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

令和7年度 地方財政収支（通常収支分）

（単位：兆円）

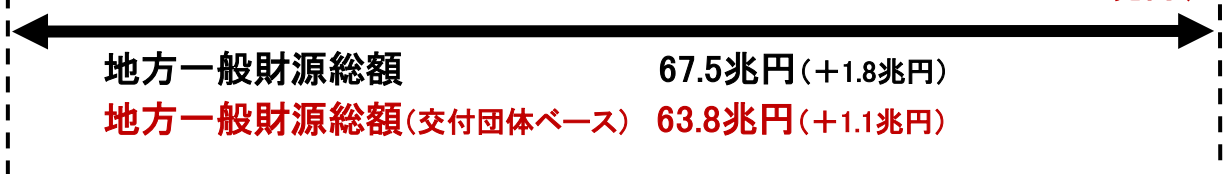
歳出
97.0兆円
(+3.4)

給与関係経費 21.0 (+0.7)	一般行政経費 45.6 (+1.9)	投資的経費 12.1 (+0.1)	公債費 10.7 (▲0.2)	その他 7.6 (+0.8)
--------------------------	--------------------------	-------------------------	-----------------------	----------------------

歳入
97.0兆円
(+3.4)

国庫支出金 17.1 (+1.3)	地方債等 11.6 (▲0.2)	地方税・地方譲与税 48.4 (+3.0)	地方特例交付金等 0.2 (▲0.9)	地方交付税 19.0 (+0.3)	うち地方交付税の加算 0.3	建設地方債の増発 0.8
-------------------------	------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------	-----------------

財源不足額
1.1兆円(▲0.7兆円)

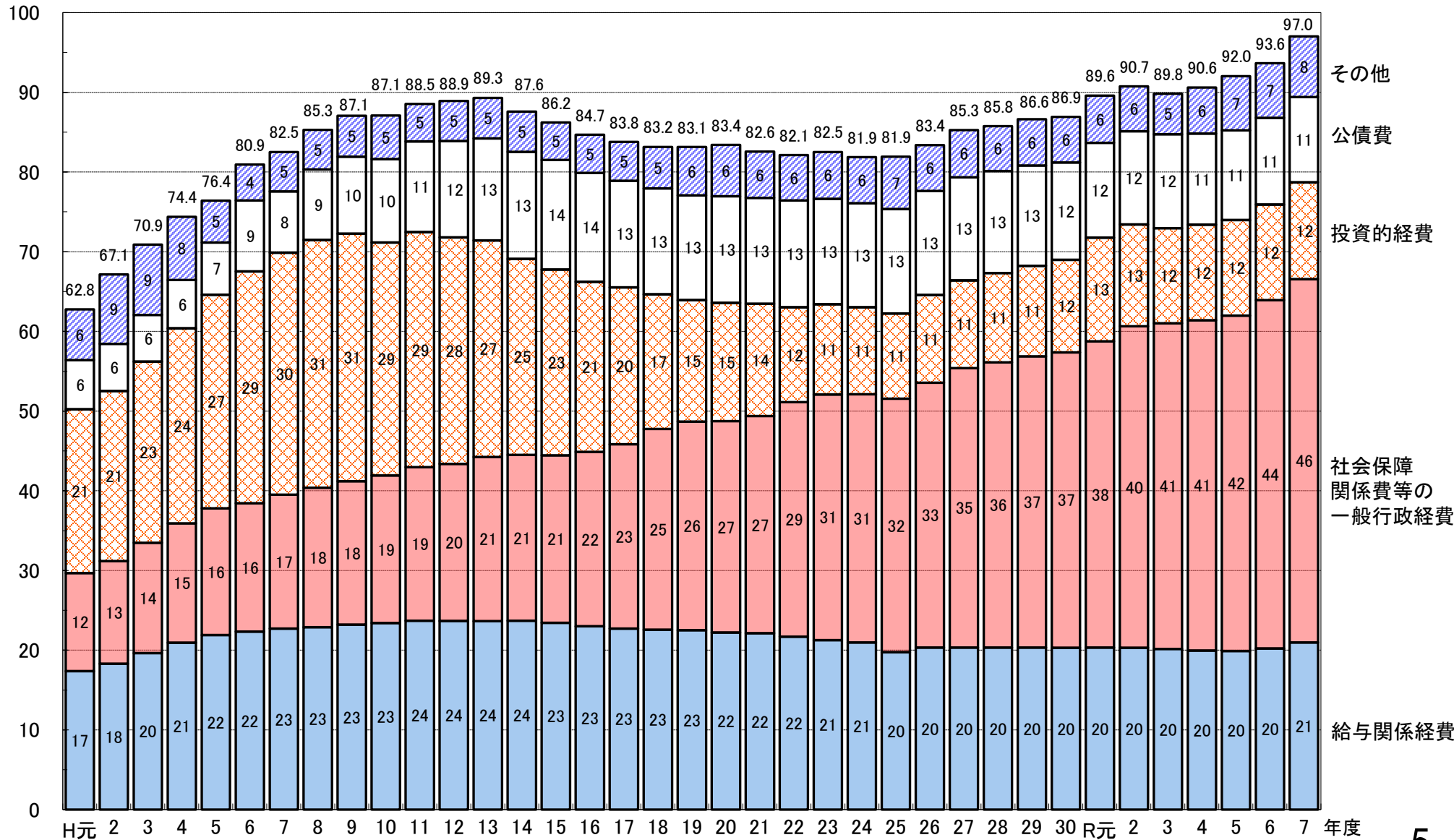


注1: 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2: ()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

地方財政計画の歳出の推移

(兆円)



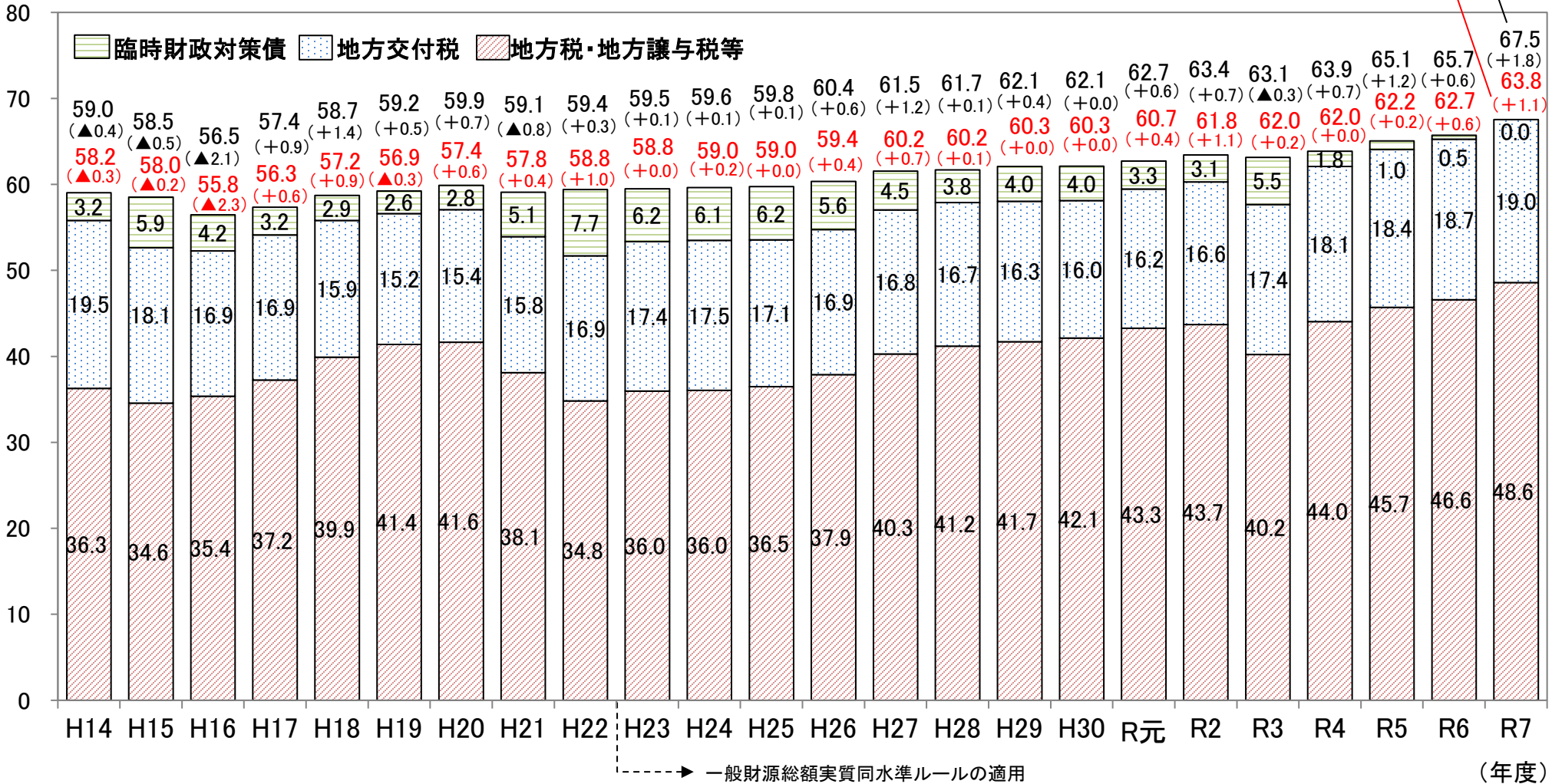
地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕

一般財源総額

一般財源総額(交付団体ベース)

(兆円)

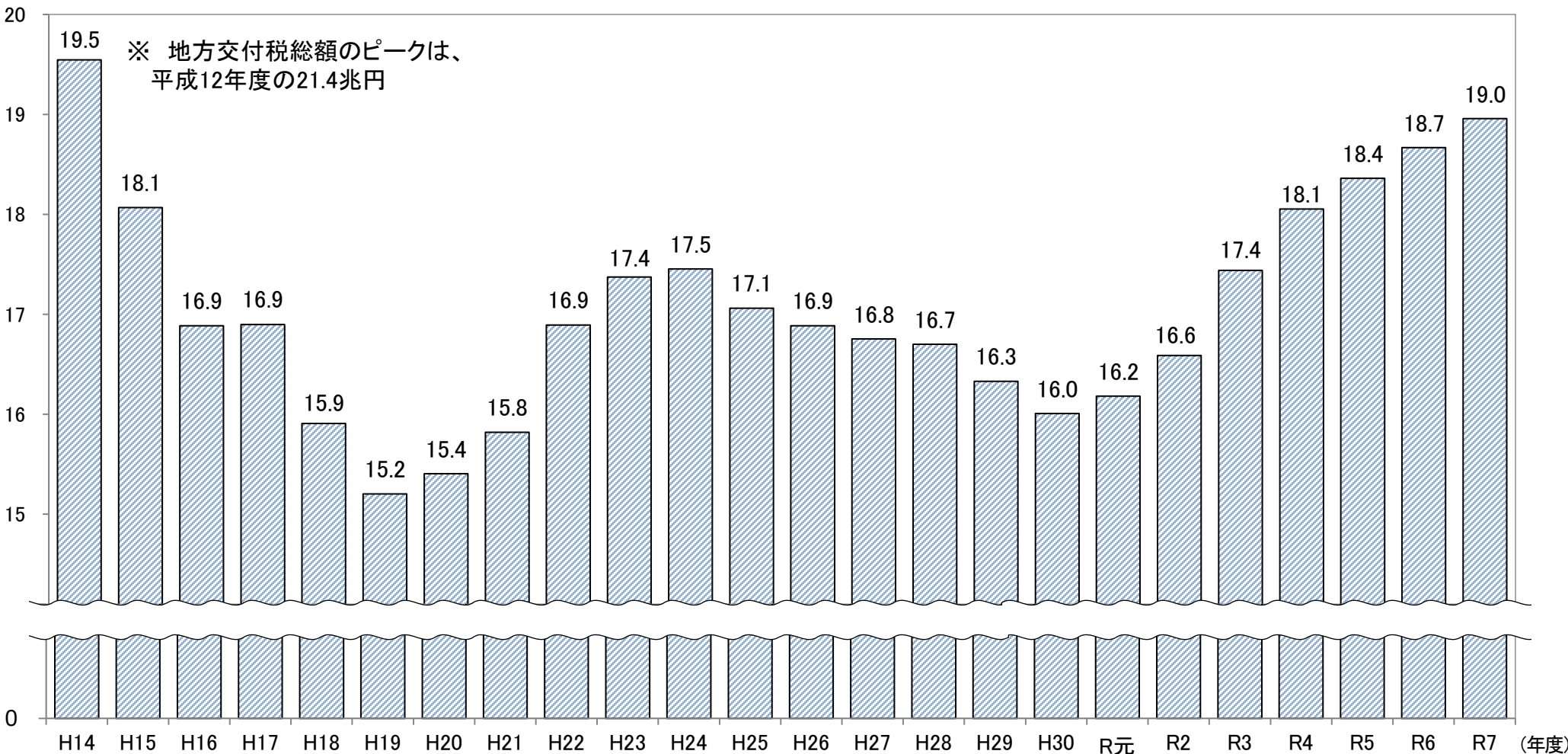


※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

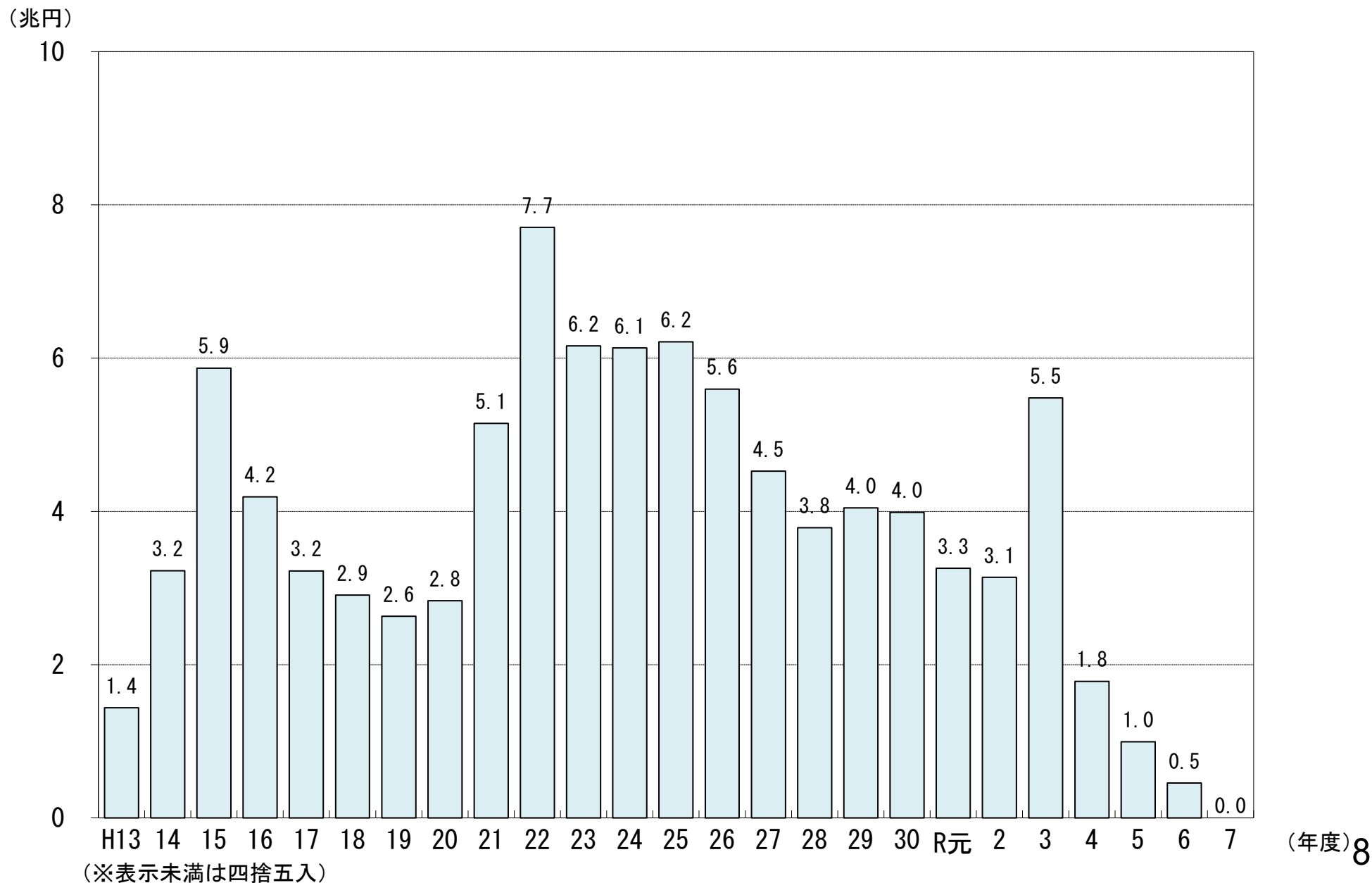
地方交付税総額の推移

〔地方交付税総額(地財計画ベース)の推移〕

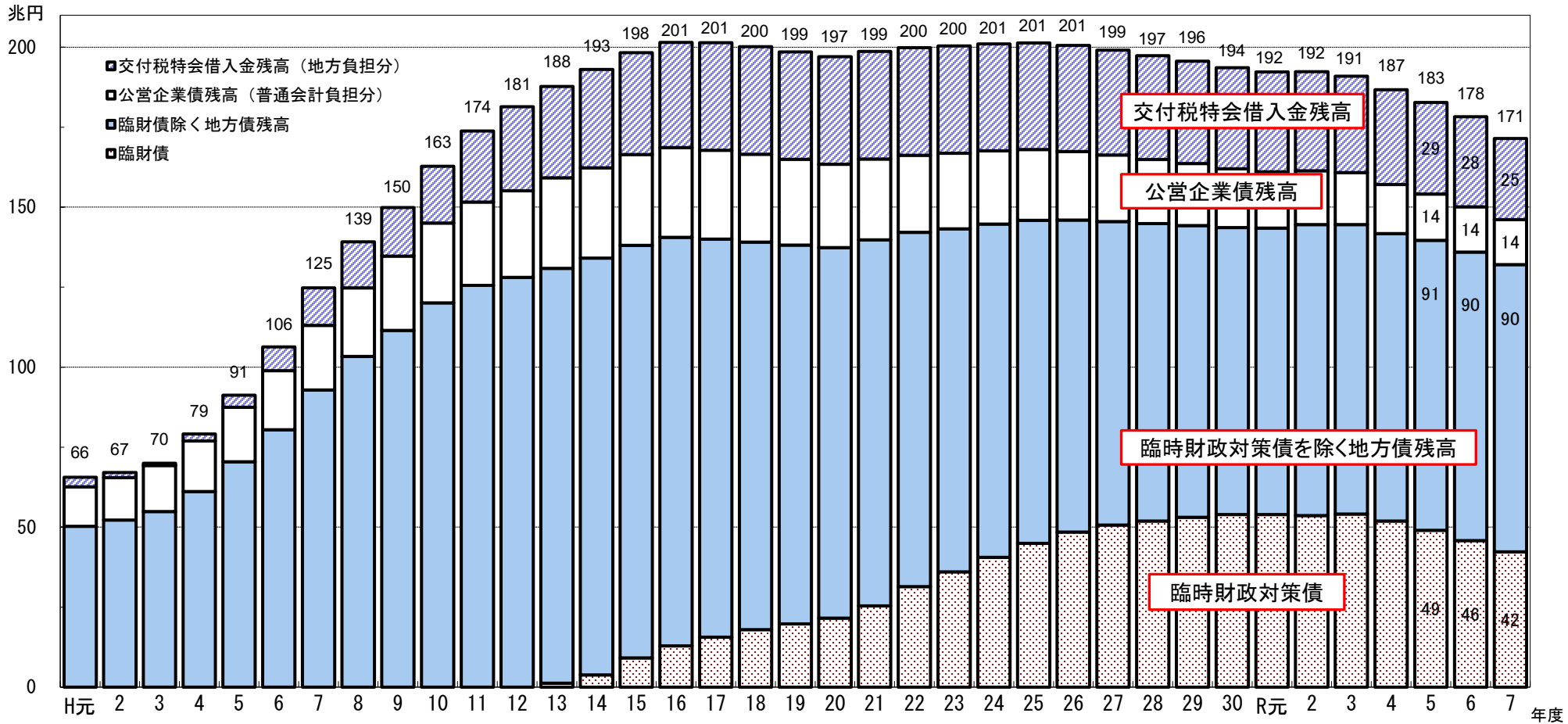
(兆円)



臨時財政対策債の発行額



地方財政の借入金残高の状況



※1 地方の借入金残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※2 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	21	21

国及び地方の長期債務残高

(単位: 兆円)

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績>	令和元年度末 (2019年度末) <実績>	令和2年度末 (2020年度末) <実績>	令和3年度末 (2021年度末) <実績>	令和4年度末 (2022年度末) <実績>	令和5年度末 (2023年度末) <実績>	令和6年度末 (2024年度末) <国:補正後予算、 地方:見込み>	令和7年度末 (2025年度末) <政府案>
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,053 (1,037)	1,080 (1,055)	1,133 (1,088)	1,159 (1,104)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,027 (1,012)	1,054 (1,029)	1,104 (1,060)	1,129 (1,074)
対GDP 比	55% (55%)	87% (85%)	106% (105%)	145% (141%)	157% (148%)	159% (151%)	176% (174%)	179% (176%)	181% (179%)	177% (173%)	180% (173%)	179% (171%)
地方	163	198	197	201	194	192	192	191	187	183	178	171
対GDP 比	30%	38%	38%	39%	35%	35%	36%	34%	33%	31%	29%	27%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,239 (1,224)	1,262 (1,238)	1,311 (1,266)	1,330 (1,275)
対GDP 比	103% (103%)	131% (130%)	149% (148%)	190% (185%)	197% (188%)	199% (191%)	216% (214%)	218% (215%)	219% (216%)	212% (208%)	214% (207%)	211% (203%)

(注1) GDPは、令和5年度までは実績値、令和6年度及び令和7年度は政府経済見通しによる。

(注2) 債務残高は、令和5年度までは実績値。国は、令和6年度については補正後予算、令和7年度については政府案に基づく見込み、地方は、令和6年度及び令和7年度については地方債計画等に基づく見込み。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債、GX経済移行債、及び子ども・子育て支援特例公債(仮称)を普通国債残高に含めている。

(注4) 令和5年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和6年度末、令和7年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

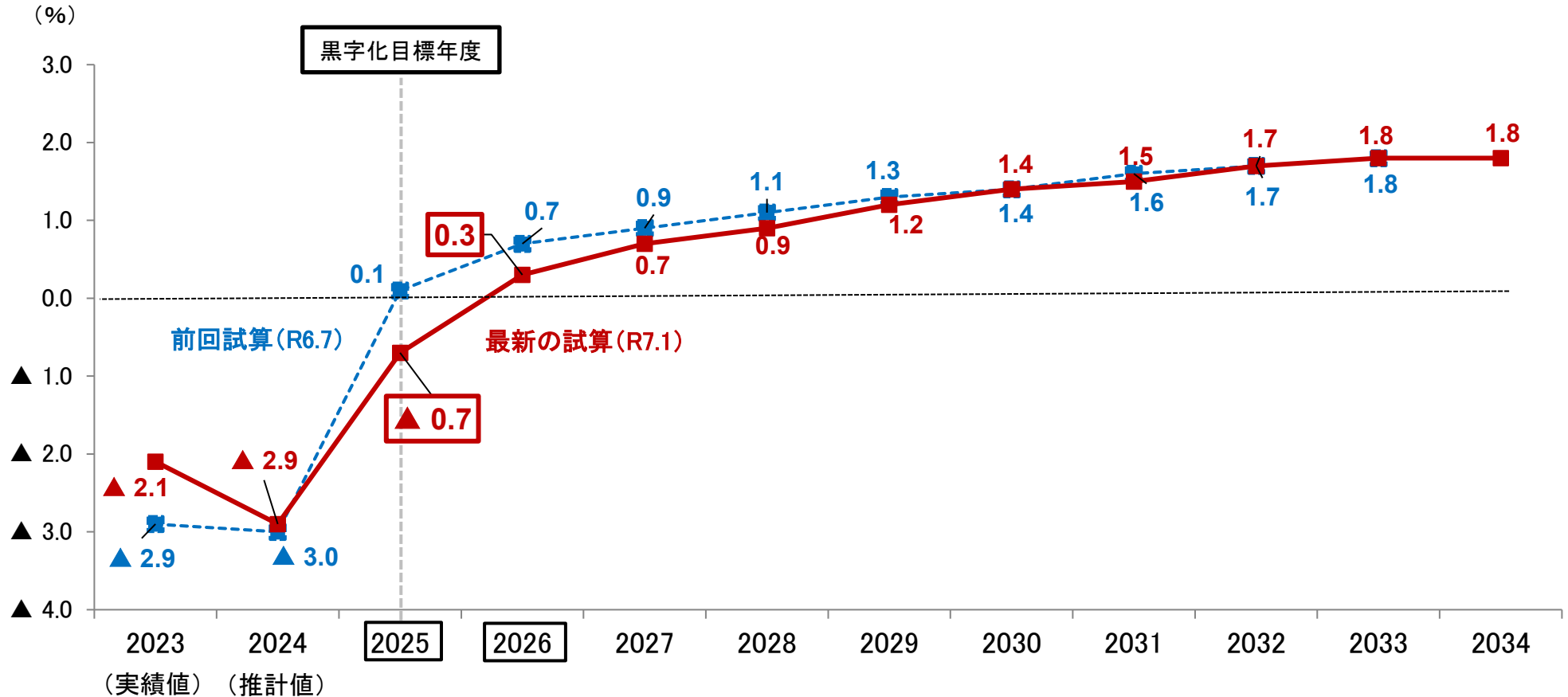
(注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和7年度末で28兆円)である。

(注6) このほか、令和7年度末の財政投融资特別会計国債残高は91兆円。

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移と財政健全化目標

(「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年1月17日内閣府)の「成長移行ケース」)※実質で1%を安定的に上回る成長が確保されるシナリオ



今回試算 (R7.1)	2023年度(見込)	2024年度(見込)	2025年度(見込)	2033年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲12.3兆円 [▲2.1%]	▲17.9兆円 [▲2.9%]	▲4.5兆円 [▲0.7%]	2.2兆円 [0.3%]

デジタル活用推進事業費の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

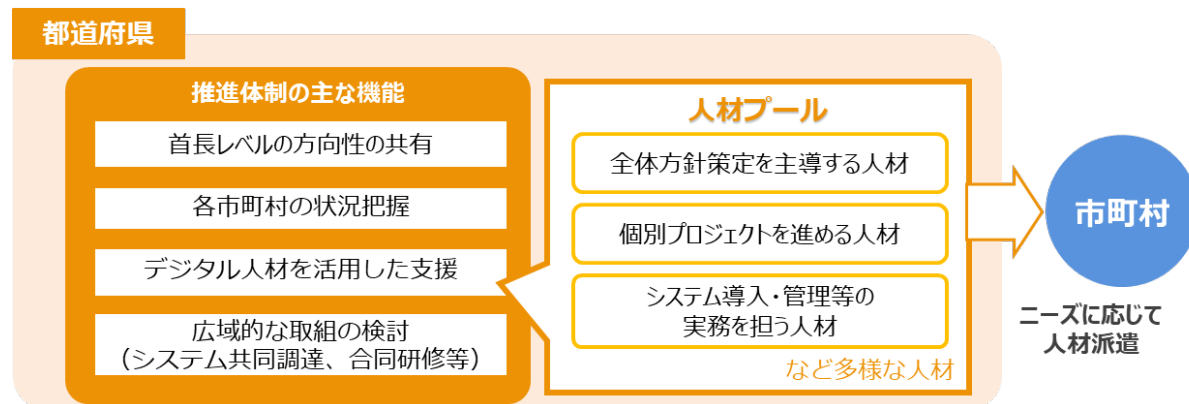
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置(措置率0.7)の上限額を引き上げ(1団体あたり100万円→300万円)(令和7年度～令和9年度)

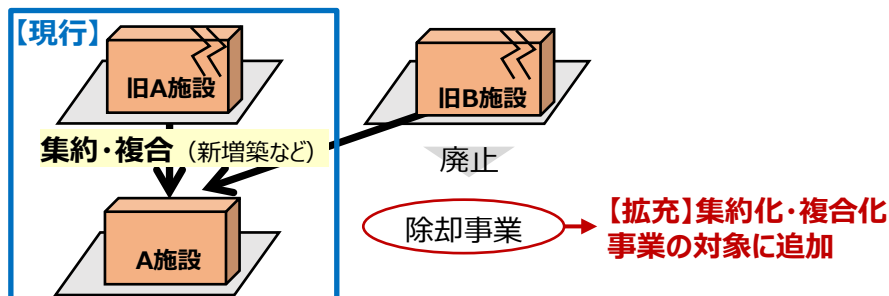


公共施設の集約化・複合化の推進

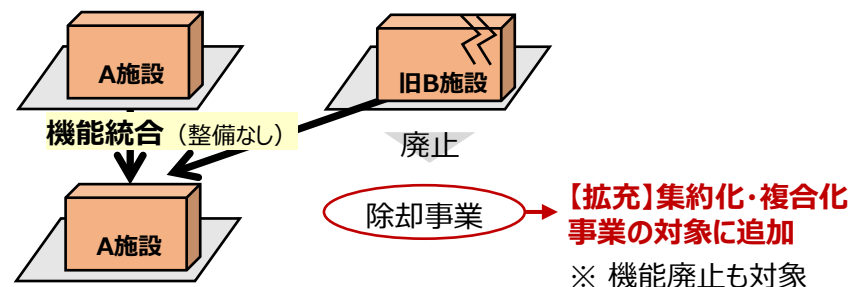
1. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
 ※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象
 ※経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象

(1) 施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

	対象経費	特別交付税措置
(1) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等 	1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2) 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 	集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

緊急浚渫推進事業費の拡充・延長

- 河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）により、効果的・効率的な水害の未然防止につながっているところであるが、緊急的に浚渫を実施すべき箇所は未だに数多く残っており、浚渫事業の必要性が高い状況が継続している
- このため、「緊急浚渫推進事業費」について、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長（地方財政法を改正）

1. 対象事業

河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 各施設に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各施設の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 地方財政措置

地方債充当率：100%

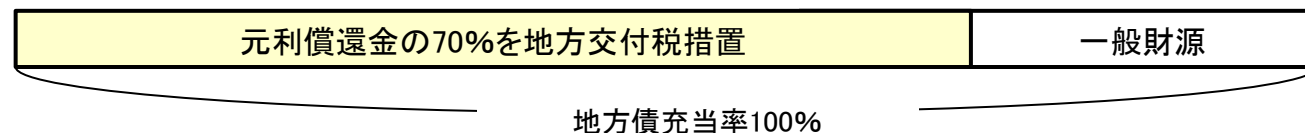
元利償還金に対する交付税措置率：70%

3. 事業期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

4. 事業費 1, 100億円



（参考）緊急浚渫推進事業債 <令和7年度～令和11年度>



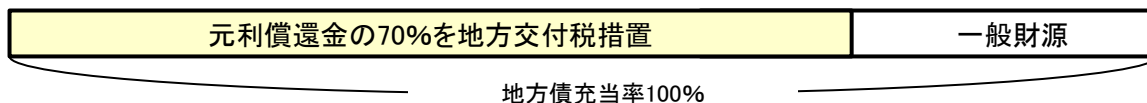
緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 「緊急防災・減災事業費」について、令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策のうち、基層及び路盤を含む対策を対象に追加

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 安全を確保した消火活動のための緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備
- 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備
- 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



無人走行放水ロボット

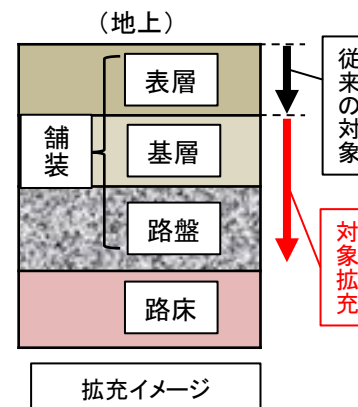
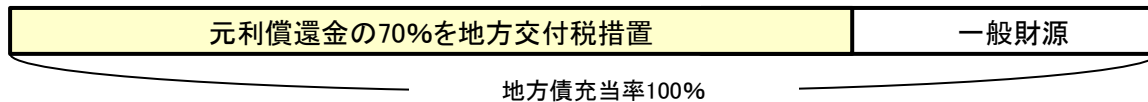


移動式燃料給油機

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策については、舗装の表層のみの対策に加えて、基層及び路盤を含む対策にまで対象を拡充

(参考)緊急自然災害防止対策事業債 <令和3年度～令和7年度>



凍上災害による舗装の損傷事例

水道等の防災対策の推進

○ 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※1を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

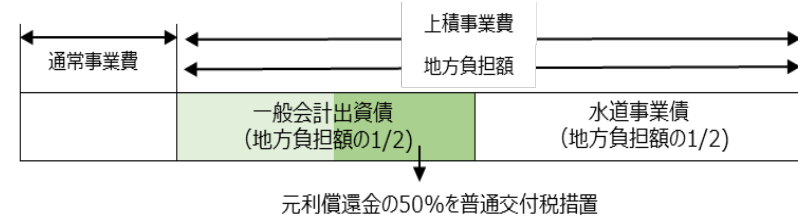
※1 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2(特別対策分)
それ以外の団体は1/4(一般対策分)

【拡充内容】

- ①上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※2
- ②特別対策分の対象要件を、家庭料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し※2(要件を緩和)
- ③一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※2 ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

＜地方財政措置(特別対策分)＞



(耐震管の敷設工事)



(給水車)

2. 公営企業債(防災対策事業)の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債(災害分)を改編のうえ、以下①②の事業を追加(令和10年度まで)し、「公営企業債(防災対策事業)」を創設

- ①病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ②水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備※3

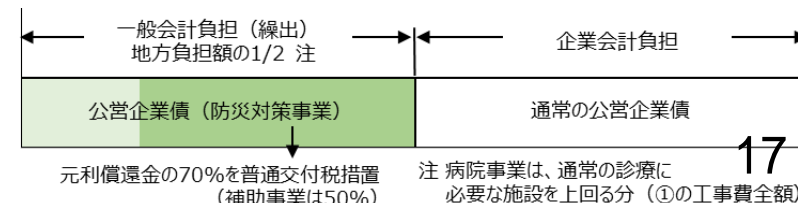
※3 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70%※4を普通交付税措置

※4 国庫補助事業にあつては50%

＜地方財政措置＞



注 病院事業は、通常の診療に必要な施設を上回る分(①の工事費全額)

地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設・拡充
- 地域の経済循環を促進するため、事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設

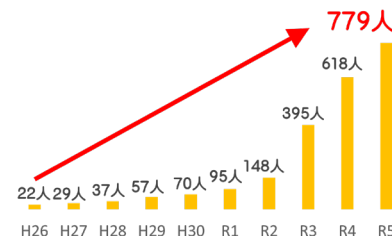
1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設

- 二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 相談窓口の設置、情報発信、二地域居住体験、副業・兼業支援、居住支援、コーディネーターの設置等

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設(上限200万円/人)
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 受入に要する経費(企業派遣型)の上限を引上げ(560万円⇒590万円/人)

＜地域活性化起業人の推移＞



3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- 地域おこし協力隊員の募集・活動に要する経費の上限を引上げ
 - ・募集等に要する経費 300万円⇒350万円/団体
 - ・報償費等に要する経費 320万円⇒350万円/人
- JET終了者がJETの活動地域と同じ地域で地域おこし協力隊に就任できるよう地域要件を緩和

＜地域おこし協力隊隊員数＞



4. 「ふるさとミライカレッジ」に係る特別交付税措置の創設

- 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 計画策定、滞在場所の確保、コーディネーターの設置、プロジェクト実施等

5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設

- 地域の事業承継人材、企業経営人材、若者・女性・シニア等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] セミナー開催、コーディネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等

※既存の特別交付税措置を改組

人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている
- 過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、市町村が窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスを郵便局等に委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等^{※1}に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地^{※2}に所在する郵便局等に委託する市町村

※1 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む

※2 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号(離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島)

2. 対象経費

窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く

(具体的な対象事業の範囲(例))

○行政サービス(市町村への申請サポート、オンライン相談等)

システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費

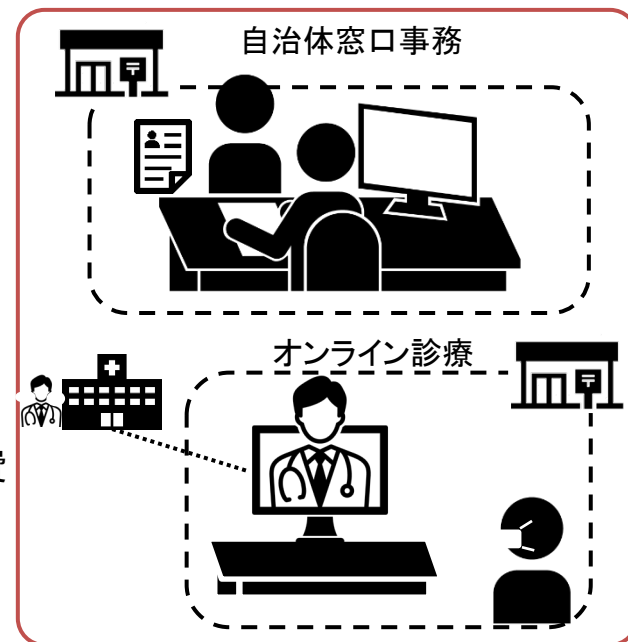
○住民生活支援サービス

・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費

・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置(措置率0.5)



公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進

- 人口減少が進む中で、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成することが重要であり、地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、地方財政措置を創設・見直し

1. 公立高校と産業界等との連携の推進

- 公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組に対し、特別交付税措置を創設

- (1) 都道府県等(学校設置者)が、地域の産業界との連携協定等に基づいて実施する、学科の新設・再編等に要する経費

対象経費 : 学科や科目の新設等に伴う備品購入、教員研修など(初期経費)

事業費上限 : 5,000万円/校

措置率 : 0.5(財政力補正あり)

- (2) 市町村が、地域の公立高校との協定等に基づいて実施する、産業界等と連携した地域に必要な人材の育成に要する経費

対象経費 : コーディネーターの配置、地元企業による講座、就業体験、フィールドワークなど(生徒・保護者に対する給付を除く)

事業費上限 : 500万円/校

措置率 : 0.5(財政力補正あり)

2. 地域のニーズや時代の変化に対応した高校運営経費に対する財政措置の見直し

- 県立高校の運営経費に対する普通交付税措置(R6年度:1,100億円程度)について、地域のニーズや時代の変化に対応して学科の新設・再編等を行う場合に適切に財政措置を行う観点から、学科の種類に応じた算定に見直し(種別補正の創設)

【現在の算定】

生徒一人当たり単価×生徒数



【見直し後】

普通科、専門学科、総合学科の種類ごとに単価を設定

専門学科・・・農業、工業、情報など職業教育を主とする学科

総合学科・・・普通科及び専門学科に並ぶものとして将来の進路を考え、幅広い選択科目の中から自分で科目を選択し学ぶ学科

教師の処遇改善（教職調整額の引上げ等）

- 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実とあわせて教師の処遇改善を図る（文部科学省は関連法案を通常国会に提出予定）
- このために必要な経費について、全額地方財政計画の歳出に計上し、財源を確保

教職調整額（現行：給料の4%）の引上げ

- 教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和8年1月から5%に引き上げる
 - ・ 教職調整額の引上げの対象者は、公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教師

<影響額>

	令和7年度（初年度）			平年度（10%引上げ後）		
	国	地方	計	国	地方	計
義務教育	21億円	79億円	100億円	711億円	2,067億円	2,778億円
高等学校	—	34億円	34億円	—	941億円	941億円
合計	21億円	113億円	135億円	711億円	3,009億円	3,720億円

（注）平年度の影響額については現時点での試算であり、教員数や給与水準により変動が生じうる。

- ・ 教職調整額の引上げとあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給を改善

※ このほか、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算（月額3,000円）等を行うとともに、他の教員特有の給与について見直しを実施

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上(前年度同額)
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円を計上(前年度比+300億円) ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(52.0万円 ⇒ 59.0万円)
 - ② 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(46.8万円 ⇒ 50.1万円)
- ※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用

学校体育館の空調設備の光熱費

- 公立小・中学校の体育館への空調整備が進められていることを踏まえ、体育館の空調設備の光熱費について地方交付税措置を講じる

1. 現状

- 公立小・中学校の体育館への空調設備の設置率は令和6年9月時点で18.9%であり、今後更に進捗していく見込み

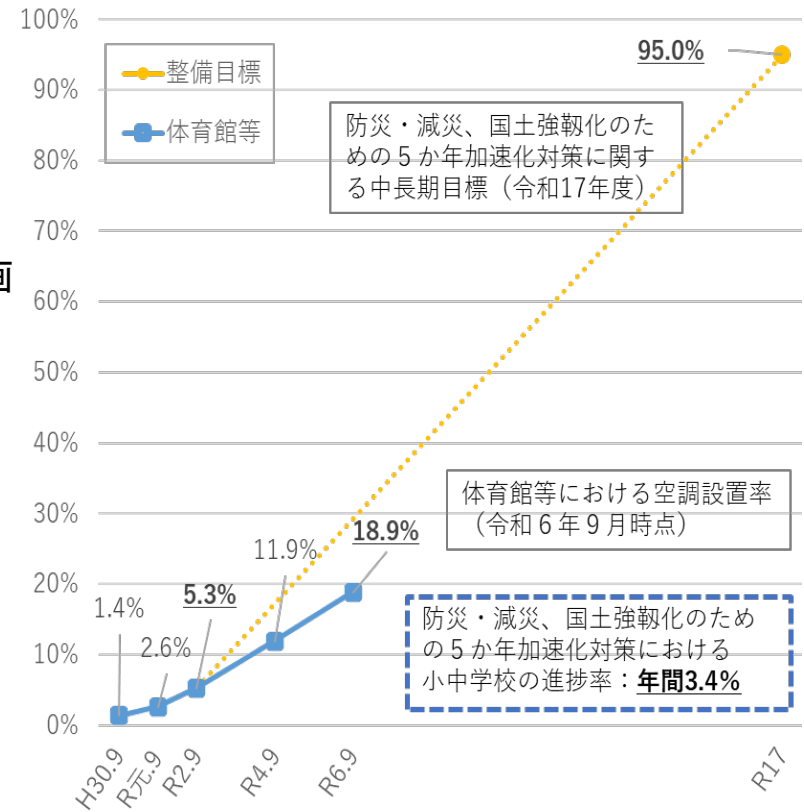
2. 地方財政措置

- 体育館の空調設備の光熱費について、令和7年度の地方財政計画（一般行政経費(単独)）に29億円を計上し、地方交付税措置を講じる



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

公立小中学校施設における空調(冷房)設備の設置状況



地域医療提供体制の確保

○ 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債(病院事業債(経営改善推進事業))※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足(見込)額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

<公立病院の状況>

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修(医療経営人材養成研修)を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

2. 主要施策関係

養護老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 65歳以上の者であって、**環境上の理由**及び**経済的理由**により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。
(老人福祉法第20条の4)

- 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

(措置の理由)

- ・ 環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
- ・ 経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

2. 制度の概要

- 施設数等
(R5.10現在)
 - ・ 施設数 9 2 2 施設
 - ・ 定員数 6 0, 6 2 7 人
 - ・ 入所者数 5 1, 8 9 0 人 (入所率 8 5. 6 %)
- 利用対象者
 - ・ 市町村が設置する「入所判定委員会」により、一定の基準に基づき、措置の要否を判定
- 面積基準
 - ・ 1 0. 6 5 m²以上
- 介護保険との関係
 - ・ 入所者が介護保険の居宅サービスの利用が可能 (H18～)
 - ・ 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能 (H27～)
(「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能 (H18～))

3. 整備費・運営費

- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、養護老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
 - ・ 「小規模な養護老人ホーム（定員29人以下）」の整備費用及び開設準備経費
 - ・ 「広域型の養護老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費

軽費老人ホームの概要

1. 制度の目的

- **無料又は低額な料金**で**家庭環境、住宅事情等の理由**により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。（老人福祉法第20条の6）
- 設置に当たって、市町村・社会福祉法人は都道府県知事への届出、他の法人は都道府県知事の許可が必要。

2. 制度の概要

- 施設数等
(R5.10現在)
 - ・施設数 2, 337施設
 - ・定員数 95, 965人
 - ・利用者数 87, 150人 (利用率 90.8%)
- 利用対象者
 - ・家庭環境、住宅事情等の理由で在宅での生活が困難な60歳以上の者。
(利用者と施設長との契約による)
- 種別

軽費老人ホーム (ケアハウス)		都市型軽費老人ホーム (H22に創設)	
高齢者が車いす生活となっても自立した生活が送れるように配慮したもの		都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホームであるもの	
【面積基準】 21.6㎡ (13畳) 【单身】 31.9㎡ (19畳) 【夫婦】	【定員】 原則として、20人以上	【面積基準】 7.43㎡/人 (4.5畳) 10.65㎡ (6.5畳) が望ましい	【定員】 20人以下 (5人以上)

- 介護保険との関係
 - ・介護保険の居宅サービスの利用や、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが可能

3. 整備費・運営費

- 地方公共団体へ税源を移譲しており、原則として、軽費老人ホームの運営費及び整備費（定員30人以上の施設）は、地方公共団体が補助を行うこととなっている。
- 国としては、以下の経費について地域医療介護総合確保基金による支援を行っている。
 - ・「小規模な軽費老人ホーム（定員29人以下、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）」の整備費用及び開設準備経費
 - ・「広域的な軽費老人ホーム（定員30人以上）」の開設準備経費
 - ・都市型軽費老人ホームの整備費用及び開設準備経費

養護・軽費老人ホームに係る地方財政措置(概要)

養護老人ホーム【措置費】 (実施主体：市町村)

○ 普通交付税において、実際の被措置者数に応じた算定を行っている。〔老人福祉法に基づく義務的経費であるため確実に措置〕

被措置者数当たり単価：2,949千円 ←

消費税率引き上げや処遇改善に伴い、見直しを実施。

(参考) 過去の被措置者数当たり単価

(単位：千円)

R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28	...	H18	R5/H18
2,898	2,831	2,723	2,657	2,633	2,609	2,691	2,654	...	2,101	1.38倍

⇒令和7年度については、介護人材確保・職場環境整備事業 (R6補正) を踏まえた対応に必要となる経費についても措置する予定。

⇒今後、より詳細な実態を把握するための調査を実施し、交付税措置のあり方を検討予定。

※別途、4月2日以降の措置状況を踏まえるため、9月30日現在の被措置者数に応じた特別交付税措置あり。

軽費老人ホーム【運営費】 (実施主体：都道府県、市町村)

○ 実際の入所者数によらず、標準的な経費を措置している。

都道府県：標準団体 (65歳以上人口 53万人) 当たり 888,835千円

市町村：標準団体 (65歳以上人口3.1万人) 当たり 2,206千円

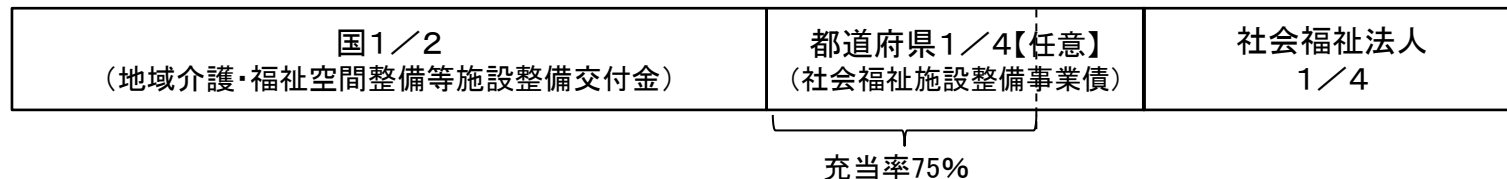
※市町村については、標準的な経費を上回る団体に対し、別途、特別交付税措置あり

養護・軽費老人ホーム【施設整備費】 (実施主体：都道府県)

○ 三位一体の改革に伴い廃止された国庫補助金相当額について、充当率100%、100%交付税措置の地方債の対象としている。



※参考
一般財源化前(~H17)



老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善)

(令和6年4月1日時点) 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(令和6年度実施)

厚生労働省資料

養護老人ホーム

○ 管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村のうち、651市町村(81.8%)において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
支弁額等の改定実施済み	636市町村(79.9%)	569市町村(75.8%)
支弁額等の改定を実施する見込み	15市町村(1.9%)	30市町村(4.0%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	13市町村(1.6%)	54市町村(7.2%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	122市町村(15.3%)	75市町村(10.0%)
当該項目未回答	10市町村(1.3%)	23市町村(3.1%)

軽費老人ホーム

○ 利用料等を定める128自治体(都道府県・指定都市・中核市)のうち121市町村(94.5%)において、利用料等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	令和6年度調査	参考：令和5年度調査
利用料等の改定実施済み	121自治体(94.5%)	123自治体(96.1%)
利用料等の改定を実施する見込み	0自治体(0.0%)	0自治体(0.0%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5自治体(3.9%)	2自治体(1.6%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2自治体(1.6%)	2自治体(1.6%)
当該項目未回答	0自治体(0.0%)	1自治体(0.8%)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況(消費税)(令和6年4月1日時点)

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（令和6年度実施）

厚生労働省資料

- 養護老人ホームが管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村のうち、695市町村（87.4%）において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。
- 軽費老人ホームの利用料等を定める128自治体（都道府県・指定都市・中核市）のうち、118自治体（91.4%）において、利用料等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	養護老人ホーム（市町村）		軽費老人ホーム（都道府県等）	
	令和6年度調査	参考：昨年度調査	令和6年度調査	参考：昨年度調査
支弁額等の改定実施済み	681 (85.6%)	589 (78.4%)	117 (91.4%)	116 (90.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	14 (1.8%)	18 (2.4%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	7 (0.9%)	21 (2.8%)	2 (1.6%)	3 (2.3%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	84 (10.6%)	92 (12.3%)	8 (6.3%)	7 (5.5%)
未回答	10 (1.3%)	31 (4.1%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)

- 養護老人ホームの消費税引き上げ分の改定実施済み市町村のうち、628市町村は消費税率5→10%引き上げ分の改定を実施。
- 軽費老人ホームの消費税引き上げ分の改定実施済み自治体のうち、91実施自治体は消費税率5→10%引き上げ分の改定を実施。

	養護老人ホーム（市町村）		軽費老人ホーム（都道府県等）	
	令和6年度調査	参考：昨年度調査	令和6年度調査	参考：昨年度調査
消費税率5→8%引上げ分のみ実施 (8→10%は未実施)	9 (1.3%)	15 (2.5%)	2 (1.7%)	1 (0.9%)
消費税率8→10%引き上げ分のみ実施 (5→8%は未実施)	140 (20.6%)	191 (32.4%)	24 (20.5%)	53 (45.7%)
消費税率5→10% (5→8→10%) 引き上げ分を実施	528 (77.5%)	379 (64.3%)	91 (77.8%)	6 (52.6%)
未回答	4 (0.6%)	4 (0.7%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況（令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応）

（令和6年4月1日時点） 出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ

厚生労働省資料

- 養護老人ホームが管内に施設が所在または広域連合等により運営している796市町村のうち、処遇改善分は361市町村（45.3%）、その他分は318市町村（39.9%）、基準費用額引き上げは368市町村（46.2%）において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。
- 軽費老人ホームの利用料等を定める128自治体（都道府県・指定都市・中核市）のうち、処遇改善分は85自治体（66.4%）、その他分は63自治体（49.2%）において、利用料等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

	養護老人ホーム（市町村）			軽費老人ホーム（都道府県等）	
	処遇改善分	その他分	基準費用額引き上げ（60円／1日）	処遇改善分	その他分
支弁額等の改定実施済み	47（5.9%）	65（8.2%）	26（3.3%）	22（17.2%）	11（8.6%）
支弁額等の改定を実施する見込み	314（39.4%）	253（31.8%）	342（43.0%）	63（49.2%）	52（40.6%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	47（5.9%）	50（6.3%）	15（1.9%）	4（3.1%）	3（2.3%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	319（40.1%）	336（42.2%）	320（40.2%）	34（26.6%）	50（39.1%）
支弁額等の改定予定なし	58（7.3%）	81（10.2%）	80（10.1%）	5（3.9%）	11（8.6%）
当該項目未回答	11（1.4%）	11（1.4%）	13（1.6%）	0（0.0%）	0（0.0%）

予防接種法における定期接種と地方交付税措置

- 予防接種法上、市町村長は予防接種を行わなければならないとされ、**定期接種の費用は市町村の支弁とされているが、A類、B類どちらも実費徴収可**
- A類については、**実態として接種費用の約9割を自治体が公費負担しているという状況を踏まえ、9割を交付税措置**
B類については、**高齢者の約3割が非課税世帯であり、実費徴収できないことから、3割を交付税措置**
- 具体的には、**需用費(ワクチン経費、個別通知費)と委託費(予診経費、接種経費)を普通交付税で算定**

分類	考え方	対象疾病	費用負担(イメージ)
A類疾病	人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防(社会防衛)	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib、小児肺炎球菌、HPV感染症(子宮頸がん)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス	<p>市町村 9割を地方交付税で手当 (単位費用:保健衛生費)</p> <p>実費</p>
B類疾病	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防(個人予防)	インフルエンザ、成人肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、 带状疱疹 (いずれも対象は高齢者等)	<p>市町村 3割を地方交付税で手当 (単位費用:保健衛生費)</p> <p>実費</p>

○予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)(抄)

(市町村長が行う予防接種)

第五条 **市町村長は**、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長(略)の指示を受け期日又は期間を指定して、**予防接種を行わなければならない**。

(予防接種等に要する費用の支弁)

第二十五条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、**定期の予防接種については市町村**、臨時の予防接種については都道府県又は市町村の**支弁とする**。

(実費の徴収)

第二十八条 定期の予防接種又は臨時の予防接種(特定B類疾病に係るものに限る。)を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、**実費を徴収することができる**。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について

○厚生労働省通知(令和7年1月9日感発0109第3号「令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について(带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて)」から抜粋

記

1. 带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種における標準的な接種費用について

(定期接種に関する標準的な接種費用 (接種1回当たりの費用・税込み))

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. 带状疱疹ワクチン			
① 組換えワクチン	22,060 円	18,260 円	3,800 円
② 生ワクチン	8,860 円	5,060 円	3,800 円
2. 新型コロナワクチン	15,600 円	11,800 円	3,800 円

2. 自己負担額等について

带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの令和7年度の定期接種における標準的な接種費用について、1. のとおり積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の3割について普通交付税措置が講じられる見込みである。

低所得者以外の方の自己負担額については、B類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、1. を接種費用の標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

内閣府資料
一部加工

令和7年度概算決定額 **2,000.0億円**
（令和6年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



地方財政措置

ソフト事業

標準的な経費を普通交付税により措置したうえで、残余は事業費に応じて特別交付税により措置

ハード事業

地方債を充当し、その元利償還金の一部を普通交付税により措置

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、「**学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)**」を策定
- 必要な事業費は**単年度で1,464億円**とし、**所要の地方財政措置**



学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債(仮称)の対象

計画において措置されているICT環境の水準

■ 学校のネットワーク	・「 当面の推奨帯域 」を満たすなど 必要なネットワークを確保している学校	: 100%	
	・無線LAN	: 100%整備	
■ 高校生の学習者用端末		: 生徒数の3分の1程度	※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等
■ 教師の端末等	・指導者用端末★及び校務用端末	: 1人1台整備	
	・業務用ディスプレイ	: 1人1台整備	
	・次世代型校務支援システム 又は 統合型校務支援システム	: 100%整備	
■ 学校のニーズに応じたICT支援体制		: ICT支援員4校に1人配置 : ヘルプデスクの設置	※複数の自治体が共同設置することも考えられる
■ 教室のICT機器	・電子黒板等の大型提示装置★／実物投影機	: 各普通教室1台 : 特別教室用として各学校に6台	※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備

上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリー)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備

※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例: 教師と児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例: 児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

※ 上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI

- 必要なネットワーク速度を確保している学校100%(令和7年度)
- 次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- 教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

学校のICT環境整備3か年計画におけるデジタル活用推進事業債（仮称）の取扱い

- 児童生徒が利用する情報通信機器、教員が使用する学習指導のための情報通信機器の購入については、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象。なお、教職員の事務処理を目的とする機器等は対象外。

項目		デジタル活用推進 事業債 〔 △資金手当 ○事業費補正あり 〕	単位費用
学習者用端末	義務(補助)	△	○
	高校(単独)	△	○
教員用端末等	指導者用端末	○	×
	ネットワーク統合後端末	○	×
	校務用端末	×	○
	業務用ディスプレイ	×	○
その他	大型提示装置(電子黒板等)	○	×
	実物投影機	×	○
	無線LANアクセスポイント	×	○

【直近の経緯】

- ・ 一般廃棄物処理施設整備の支援において、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による**焼却量削減の取組みを進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築**を促進することが強く求められている。
 - ・ 令和6年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画においても、地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を把握する指標の一つとして1人1日当たりごみ焼却量の数値目標（2030年度に約580g）が新たに設定された。
 - ・ 一般廃棄物の再資源化に重要な役割を果たす廃棄物の分別区分の在り方については、現在、拠点回収や品目ごとの分別回収の実施状況、再生利用の実態把握を通して、**一般廃棄物処理システム指針の改訂作業を行っており、今年度内に改訂※ 予定。**
- ※指針には、全ての市区町村が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び適正な循環的利用に努めることが盛り込まれる予定。
- ・ 指針の改訂を踏まえ、**資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築**に際し、市区町村が実施する**可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油※）の分別収集及び分別収集物の再資源化**に要する経費について、**特別交付税措置を講ずること**となった。算定の詳細については、追って提示予定。

※廃食用油に関しては、分別収集に要する費用のみ措置予定。

特別交付税措置のイメージ

$$\text{算定額} = \left\{ \underbrace{X \text{ (円/トン)} \times A \text{ (トン)}}_{\text{分別収集費用}} + \underbrace{Y \text{ (円/トン)} \times B \text{ (トン)}}_{\text{再資源化費用}} \right\} \times 0.5 \text{ (措置率※)}$$

※財政力補正あり

具体的には、環境省が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集又は再資源化を実施している市区町村に対し今後実施する調査を踏まえ、一律の単価（円/t）を設定（X及びY）。これに各市区町村が収集・再資源化した量（A及びB）を乗じて額を算出する。